

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 長寿推進課
委託業務番号	令和6年度 長長寿第1019号
委託業務名称	南長浜地域包括支援センター業務
委託業務場所	長浜市朝日町19番3号 長浜西部福祉ステーション
業務の概要	地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続して過ごすことができるよう、多職種や関係機関等とのネットワーク化を図り、包括的、継続的、一定的な支援の提供体制により、地域包括ケアシステムの構築をめざすため、その役割を担う中核的機関として南長浜圏域の地域包括支援センター業務を委託する。
履行期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	32,247,000円(非課税)
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市加田町3360番地 [商号又は名称] 社会福祉法人 青祥会
契約相手方の選定理由	当センターの設置場所である長浜西部福祉ステーションについては、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで上記法人を指定管理者としており、地域包括支援センター業務については指定管理者である同法人に委託することとしている。 また平成28年4月1日から令和6年3月31日においては、同法人と委託契約をしており、長浜市地域包括支援センター運営協議会(市附属機関)においては、同法人への委託契約更新について承認を得ている。また、地域の高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行う機関として公正、中立かつ効果的な業務の遂行に関して同運営協議会から評価を得ている。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>